

法律の 現場から

159

「負動産」処分 しませんか？

弁護士 村上 光平

価値もなく、利用もできず、管理費や固定資産税が発生するだけのいわゆる「負動産」。

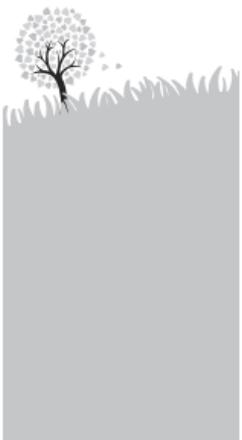
手放したい！という方は珍しくありません。そんな不動産の有者のもとに、処分を勧誘するお手紙が届くことがあります。

それ、原野商法と呼ばれる詐欺かもしれませんが、実際に別不動産との

交換契約であり、費用等で逆に20万円を支払わされたという事案がありました。

このような原野商法は、不動産の処分が困っている方がターゲットにされます。人が困っているところをだます非常に悪質な手口ですね。

みなさんも怪しい！と思ったら家族や弁護士に相談をしましょう。



生活に関わるお悩み、気軽に「くらしの相談センター」にご相談ください

「くらし支える相談センター」 052-916-7702
平日13時～17時

■ちくさ事務所

名古屋市千種区池下一丁目6番20号チサンマンション池下306(池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分)

北医療生協 無料法律相談

なるべく早く相談をお受けできるよう、相談希望日をお聞きし、弁護士との日時の調整を行っています。申し込みの際には、希望日時をお伝えください。

予約制のため、申し込みは事前に電話で。

☎(052)914-4554
(組織担当課)くらしの委員会

■会場 名古屋北法律事務所
(地下鉄「平安通」下車すぐ)

住所：名古屋市北区平安2-1-10
第5水光ビル3階